ジェンダーの視点に立った社会科学の再構築 ─「社会的性差による不利益」をなくすために



法学研究科 総合法制専攻 現代市民法講座 教授

辻村 みよ子 TSUIIMURA.Miyoko

1949年、東京都生まれ。一橋大学大学院法学研究科博士課程単位取得(法学博士)。日本学術会議会員、ジェン ダー法学会理事長、日本公法学会理事、内閣府男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会専門委員ほか、様々な 団体にて役員を務める。東北大学大学院法学研究科教授、東北大学ディスティングイッシュト・プロフェッサー。

http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe

かつてジェンダーの問題は、主に社 会学の立場から議論してきた。しかし 辻村みよ子教授は、憲法学やジェン ダー法学の領域からアプローチをする ことにより、これまで見落とされてきた 「法の中のジェンダー問題」を浮き彫 りにした。例えば、女性だけが離婚後6 カ月間の再婚禁止になる規定。また女 性にとっての不利益だけでなく、顔に 傷を受けた際の賠償金額が女性に比 べ男性の方が低いという現行法の合憲 性。さらには、平和・徴兵制とジェン ダー問題など。憲法上に存在する、性 差にまつわる視点を法学界へ持ち込 み、人権論の根源的解明という立場に 立って議論の俎上へと載せてきた。

辻村教授は現在、G-COE「グローバル 時代の男女共同参画と多文化共生」プロ グラムの拠点リーダーを務め、多くの国 際シンポジウムを主宰。G-COEの研究 成果として出版した著書『憲法とジェン ダー』が、先日昭和女子大学女性文化研 究賞を受賞した。本書で扱ったポジティ ヴ・アクション、クォータ制など数々の問 題提起が、政策にも還元できるものであ るとの評価によるものだ。

辻村教授がジェンダー法学へ携わる きっかけとなったのは、修士課程時代に 留学したパリで出会ったオランプ・ ドゥ・グージュの著作『女性の権利宣 言』である。当時「男の学問」とされてい た法学を女性が学び続ける苦労の渦中 にあった辻村教授は、フランス人権宣 言を「女性の人権を度外視したものだ」 と言い切ったこの著作に多大な感銘を 受け、帰国後翻訳。初めて日本へ紹介し たことが、現在の活動の原点だという。

「憲法におけるジェンダー問題は決し て周辺的なものではなく、メインテーマ として議論されるべきものである」と 法学者間に啓発してゆく必要性を辻村 教授は常々感じている。今後は憲法学 者としては、これまでに出版した憲法の 教科書や比較憲法の本の改訂を。ジェ ンダー学の面では経済学博士の大沢 真理教授との共編のシリーズ「ジェン ダー社会科学の可能性」等を出版する 予定だ。



憲法学者としては1990年に著書「フランス革命の憲法原 理」で渋沢・クローデル賞を受賞するなど、数々の実績を 持つ。「"女性だからジェンダー"ではなく、あくまで一憲法 学者の立場からジェンダーを見つめたい」。



2009年8月3日・4日に開催したG-COE国際セミナー「多 文化共生社会のジェンダー平等一グローバリゼーション下 のジェンダー・多様性・共生」。フランセス・オルセン教授や 上野千鶴子教授らを招き、ジェンダーと多文化共生につい て活発な議論が行われた。

研究テーマは「憲法」「比較 憲法」「フランス憲法」そして 「ジェンダー法学」と大きく分 けて4分野。現在、各分野で の執筆・出版が相次いでお り、進行中のものだけで17 冊にも及ぶという。





2009年刊行の『憲 法とジェンダー一男 女共同参画と多文化 共生への展望―』で第 2回昭和女子大学女 性文化研究賞を受 賞。その贈呈式・受賞 者記念講演会が5月 25日(火)に昭和女子 大学にて行われた。

My favorite

大きな影響を受け、そして現在「ジェンダー法学」へ携わるに至った原点でもある、オランプ・ドゥ・グージュ。彼女の名を冠した ランプ・ドゥ・グージュ 広場」が2004年、パリ第3区に新設された。フランス憲法を研究している関係で、パリにはよく訪れる う辻村教授。その際同広場へも足を運ぶことにしている。そこで初心を思い出し、気持ちを引き締める機会にしているのだとだった。

